

令和6年

第1回中央広域環境施設組合議会  
定例会会議録

令和6年3月27日 開会  
令和6年3月27日 閉会

中央広域環境施設組合



令和6年第1回中央広域環境施設組合議会定例会会議録

招集年月日 令和6年3月27日（水曜日）

招集場所 中央広域環境センター管理棟2階大会議室

出席議員 17名

1番	細井英輔	2番	栞原五男
3番	原田由一	4番	岡田光男
5番	山添純二	6番	北川 麦
8番	笠井安之	9番	三浦三一
10番	木村松雄	11番	松村幸治
12番	藤本功男	13番	後藤 修
14番	北上政弘	15番	水口昭彦
16番	奥尾周二	17番	坂東泰幸
18番	鈴木幸三		

欠席議員 7番 菊川充憲

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

管理者	町田寿人	副管理者	原井 敬
副管理者	玉井孝治	副管理者	松田卓男
会計管理者	川人啓二	施設整備局長	伊坂典恭
総務課長	角野芳正		

職務のため会議に出席した者の職氏名

業務課課長補佐	岡本泰昌	業務課課長補佐	高岡寛之
業務課課長補佐	渡辺大輔	総務課課長補佐	小松真一郎
施設整備課課長補佐	福家晴生	施設整備課主査	上原 肇
電気主任技術者	後藤田 実		

## 議事日程

- 日程第1 議席の指定について
- 日程第2 会議録署名議員の指名について
- 日程第3 会期の決定について
- 日程第4 副議長選挙について
- 日程第5 報第1号 専決処分の承認を求めることについて  
(中央広域環境施設組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例)
- 日程第6 報第2号 専決処分の承認を求めることについて  
(中央広域環境施設組合会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例)
- 日程第7 議第1号 中央広域環境施設組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定について
- 日程第8 議第2号 中央広域環境施設組合会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例制定について
- 日程第9 議第3号 中央広域環境施設組合職員の育児休業に関する条例の一部を改正する条例制定について
- 日程第10 議第4号 令和5年度中央広域環境施設組合一般会計補正予算(第2号)について
- 日程第11 議第5号 令和6年度中央広域環境施設組合一般会計予算について
- 日程第12 議第6号 監査委員の選任について

午前10時00分 開会

○議長（細井英輔君）

おはようございます。

本日は、令和6年第1回中央広域環境施設組合議会定例会にご参集いただき誠にありがとうございます。

ただいまの出席議員は、17名で、定足数に達しております。

したがって、令和6年第1回中央広域環境施設組合議会定例会は成立いたしましたので、開会いたします。

これより、本日の会議を開きます。初めに報告事項を申し上げます。

本日の定例会に、菊川充憲議員から欠席する旨届け出がありましたのでご報告いたします。ご了承ください。

これより、本日の日程に入ります。

本日の日程は、お手元に配布いたしましたとおりでございます。ご了承を願います。

~~~~~

○議長（細井英輔君）

日程第1、議席の指定を行います。議席は、ただいまご着席の議席といたします。

~~~~~

○議長（細井英輔君）

日程第2、会議録署名議員の指名を行います。

本定例会の会議録署名議員は、会議規則第80条の規定により、議長において2番栗原五男君、10番木村松雄君を指名いたします。

~~~~~

○議長（細井英輔君）

日程第3、会期の決定についてを議題といたします。

お諮りいたします。本定例会の会期は、本日1日限りといたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（細井英輔君）

ご異議なしと認めます。

よって、本定例会の会期は、本日1日限りと決定いたしました。

~~~~~

○議長（細井英輔君）

続きまして、日程第4、副議長選挙についてを議題といたします。

このたび、阿波市議会議長が新たに選任されたことによりまして、当組合議会副議長が欠けておりますので、中央広域環境施設組合格約により新たに選任するものであります。

中央広域環境施設組合格約第7条第2項の規定により副議長は、関係市町の議会の議長の中から互選することになっています。

ただいまより休憩をいたしますので、休憩中に互選をお願いします。

暫時、休憩いたします。

午前10時2分 休憩

午前10時3分 再開

休憩前に引き続き会議を開きます。ただいま、休憩中にご協議いただきました結果を私の方から報告します。

中央広域環境施設組合格議会の副議長に、阿波市議会議長の笠井安之君が互選されました。お諮りいたします。

ただいま互選されました笠井安之君を副議長の当選者と定めることにご異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（細井英輔君）

ご異議なしと認めます。よって、中央広域環境施設組合格議会副議長に笠井安之君が当選されました。ただいま副議長に当選されました笠井安之君が議場におられますので、会議規則第32条第2項の規定により告知いたします。笠井安之君ごあいさつをお願いいたします。

○副議長（笠井安之君）

おはようございます。ただいま副議長に選任いただきました、阿波市議会議長の笠井安之でございます。この度の副議長互選につきましては議員各位のご理解賜りまして厚く御礼申し上げます。これよりは議長を補佐し組合議会が円滑

に進みますよう全力で取り組んで参ります。議員の皆様方及び管理者を初め地域の皆様方のご指導ご鞭撻よろしく申し上げます。これで副議長の就任挨拶とさせていただきます。どうぞよろしく願いいたします。

○議長（細井英輔君）

ありがとうございました。

これより審議にはいります。管理者より、あいさつ並びに提案理由の説明を求めます。

○管理者（町田寿人君）

議長。

○議長（細井英輔君）

町田管理者。

○管理者（町田寿人君）

皆様、おはようございます。開会にあたりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

着座にて失礼します。本日は、令和6年第1回中央広域環境施設組合議会定例会を招集させていただきましたところ、議員各位におかれましては公私ともに大変お忙しい中ご出席を賜り誠にありがとうございます。

本日の定例会においては、吉野川市から1名、板野町から2名の方が組合議員として選出されており、阿波市では新たに議長の選出、並びに組合議員が選出されたことによりまして4名の方が引き継ぎ、3名の方が新しく組合議員として選出をされております。また、日頃は組合運営等々におきまして格別のご理解とご協力を賜っておりますことに重ねてお礼を申し上げます。

はじめに中央広域環境センターにおける昨年の運営状況について、報告をさせていただきます。昨年1年間のごみ搬入量は2万8,035トンで、前年度に比べ502トンの減少となりました。これは構成市町における人口の減少や、ごみ減量化の取組等がごみ搬入量の減少の主な要因だと考えております。

構成市町におかれましては、引き続きごみ減量化の取り組みや啓発活動を推進していただけるよう、ご協力をよろしく願いいたします。

組合といたしましても、今後も周辺環境に十分配慮し、安全安心な施設運営に努めて参りますとともにできる限り計画的、効率的な施設の稼働を心掛け、ごみ処理に必要なエネルギーを節約して経費の削減に努めて参ります。

次に、新ごみ処理施設についてでございます。市民の日常生活に密接な、なくてはならない重要な施設であり、一日も早く建設に着手し稼働できるよう全力

で取り組んでいるところであります。しかしながら、現状においては現在の中央広域環境センターの稼働に際して、周辺住民の皆様とお約束した期限までに新たな施設の稼働開始が見込めない状況であります。

このことから、現在稼働中の施設の周辺住民の皆様に対しまして、今月の2日、3日に副管理者でございます板野町長、上板町長も同席の上、説明会を開催したところ約80名の方に御出席いただきました。現施設の焼却設備は停止するものの、令和7年8月以降も使用せざるを得ないことにつきまして、お詫びを申し上げるとともに、今後の運営方針などについて説明をさせていただきました。説明後の質疑応答では、稼働期間は令和7年7月までと決まっていたのに、なぜ延長となるのか。また、延長受入期間の具体的な期間、処理方法や悪臭対策などのご質問をいただき、現時点でお答えできる範囲でお答えさせていただきました。今後も引き続き、周辺住民の皆様とお話をさせていただく機会をいただき誠意を持って丁寧に説明をしてまいりたいと考えております。第2回目の説明会は4月中を計画しております。加えて、新ごみ処理施設の建設予定地周辺住民の皆様に対しましては、本日までに4自治会に説明会を実施し、月末までに全ての自治会に説明会を開催する予定でございます。引き続きご理解を求めてまいります。今後におきましても、組合議員各位におかれましては、改めて格別のご支援、ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

それでは提案理由について、ご説明を申し上げます。

今定例会に提出しております案件は、専決処分の承認を求める報告案件が2件、条例の一部改正等が3件、令和5年度一般会計補正予算第2号と令和6年度一般会計予算案件が2件、それから監査委員の選任の計8件でございます。

まず、報第1号、専決処分の承認を求めることについては、地方自治法第179条第1項の規定により、中央広域環境施設組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を専決処分したので、これを報告し承認をお願いするものでございます。

次に、報第2号の専決処分の承認を求めることについては、地方自治法第179条第1項の規定により、中央広域環境施設組合会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を専決処分したので、これを報告し承認をお願いするものでございます。

次に、議第1号中央広域環境施設組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定につきましては、国において一般職の職員の給与に関する法律の一部が改正されたことに伴い所要の改正を行うものでございます。

次に、議第2号中央広域環境施設組合会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例制定につきましては、国において一般職の職員の給与に関する法律及び地方自治法の一部が改正されたこと等に伴い、所要の改正を行うものでございます。

次に、議第3号中央広域環境施設組合職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例制定につきましては、地方自治法の一部が改正されたことに伴い、所要の改正を行うものでございます。

次に、議第4号令和5年度中央広域環境施設組合一般会計補正予算第2号については地方自治法第213条第1項の規定により翌年度に繰り越して使用することができる経費、繰越明許費を定めるものでございます。

次に、議第5号令和6年度中央広域環境施設組合一般会計予算については、歳入歳出の総額をそれぞれ、19億5,430万円とするものでございます。

歳入の主なものとしましては、負担金が18億9,276万円、前年度当初予算と比べ、7,441万4,000円の減額でございます。

歳出の主なものとしましては、総務費で9,363万1,000円、人件費などの増額によりまして、前年度当初予算より508万8,000円の増額でございます。衛生費が18億4,627万7,000円、前年度当初予算より7,972万2,000円の減額でございます。

予算の執行にあたりましては、各事業ごとに十分精査を行い予算執行して参りますのでご理解を賜りますようよろしくお願いいたします。

最後に議第6号につきましては阿波市議会において、組合選出議会議員の改選が行われたことに伴い、監査委員の選任をお願いするものでございます。

以上、概略をご説明申し上げましたが個々の詳細につきましては、議事の進行に伴い逐次説明を申し上げて参りたいと思っております。今回、提案をさせていただきました議案につきましては、当組合を運営するにあたり重要な案件でございますので十分ご審議の上、すべて原案どおりご承認くださいますようお願い申し上げます。提案理由の説明といたします。よろしくお願いいたします。

#### ○議長（細井英輔君）

以上で、提案理由の説明が終わりました。

~~~~~

#### ○議長（細井英輔君）

それでは、日程第5、報第1号専決処分承認を求めることについて中央広域環境施設組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。事務局の補足説明を求めます。

#### ○総務課長（角野芳正君）

議長、角野総務課長。

○議長（細井英輔君）

角野総務課長

○総務課長（角野芳正君）

報第1号専決処分の承認を求めることについてご説明いたします。着座にてご説明申し上げます。議案書の報第1号をお願いいたします。地方自治法第179条第1項の規定により中央広域環境施設組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について別紙のとおり専決処分とさせていただきましたので同条第3項の規定によりこれを報告し承認を求めるものでございます。次のページをご覧ください。専決処分書でございます。令和5年8月の人事院勧告を踏まえ令和5年11月24日に行われました一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律が施行されたことに伴い当組合におきましても国に準じた改正を行ったものでございます。なお改正にあたりましては必要最小限の範囲で専決処分をさせていただいております。専決処分日は令和5年12月25日でございます。

次のページをご覧ください。主な改正の内容につきましては12月において支給する期末手当の支給割合を100分の120から100分の125に勤勉手当の支給割合を100分の100から100分の105にそれぞれ0.05月分引き上げるものでございます。また別表第1の行政職給料表について初任給及び若年層に重点をおいて給与月額を引き上げるものでございます。以上簡単ではございますが報第1号専決処分の承認を求めることについての説明とさせていただきます。ご審議の程よろしくお願いいたします。

○議長（細井英輔君）

ただいま、事務局より説明がありましたが、これより本案に対する質疑を行います。ご質疑はございませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（細井英輔君）

ご質疑がないようですので、質疑を打ち切り直ちに採決いたします。

お諮りいたします。報第1号専決処分の承認を求めることについて中央広域環境施設組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を承認することに、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（細井英輔君）

ご異議なしと認めます。よって、報第1号は原案のとおり承認されました。

~~~~~

○議長（細井英輔君）

続きまして日程第6、報第2号専決処分の承認を求めることについて中央広域環境施設組合会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。事務局の補足説明を求めます。

○総務課長（角野芳正君）

議長、角野総務課長。

○議長（細井英輔君）

角野総務課長。

○総務課長（角野芳正君）

着座にて失礼します。報第2号専決処分の承認を求めることについてご説明いたします。議案書の報第2号をお願いいたします。地方自治法第179条第1項の規定により中央広域環境施設組合会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について別紙のとおり専決処分とさせていただきますので同条第3項の規定によりこれを報告し承認を求めます。次のページをご覧ください。専決処分書でございます。去年の人事院勧告を踏まえた法律改正等に伴い中央広域環境施設組合職員の給与に関する条例の一部改正と同様に所要の改正を行ったものでございます。専決処分日は令和5年12月25日でございます。次のページをご覧ください。主な改正の内容につきましては職員の給与に関する条例の改正と同様に行政職給料表も引き上げるものであります。以上報第2号専決処分の承認を求めることについて説明とさせていただきます。ご審議の程よろしくお願いいたします。

○議長（細井英輔君）

ただいま、事務局より説明がありましたが、これより本案に対する質疑を行います。ご質疑はございませんか。

[「質疑なし」と呼ぶ者あり]

○議長（細井英輔君）

ご質疑がないようですので、質疑を打ち切り直ちに採決いたします。

お諮りいたします。報第2号専決処分の承認を求めることについて中央広域環境施設組合会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を承認することに、ご異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（細井英輔君）

ご異議なしと認めます。よって、報第2号は原案のとおり承認されました。

~~~~~

○議長（細井英輔君）

続きまして日程第7、議第1号中央広域環境施設組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定についてを議題といたします。事務局の補足説明を求めます。

○総務課長（角野芳正君）

議長、角野総務課長。

○議長（細井英輔君）

角野総務課長。

○総務課長（角野芳正君）

着座にて失礼します。議第1号中央広域環境施設組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定についてご説明申し上げます。議案書の議第1号をお願いいたします。これは昨年度の人事院勧告を踏まえた法律改正に伴い法律改正を行うものでございます。次のページをご覧ください。主な改正の内容といたしましては令和6年6月期以降の期末手当及び勤勉手当の支給月数を6月期と12月期で同数に、またテレワーク中心の働き方をする職員について光熱水道費等の負担軽減のため住宅勤務手当を新設するものでございます。施行日は令和6年4月1日でございます。以上議第1号中央広域環境施設組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定についての説明とさせていただきます。ご審議の程よろしくお願いいたします。

○議長（細井英輔君）

ただいま、事務局より説明がありましたが、これより本案に対する質疑を行います。ご質疑はございませんか。

[「質疑なし」と呼ぶ者あり]

○議長（細井英輔君）

ご質疑がないようですので、質疑を打ち切り、直ちに採決いたします。お諮りいたします。本案は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（細井英輔君）

ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

~~~~~

○議長（細井英輔君）

続きまして日程第8、議第2号中央広域環境施設組合会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例等の一部を改正する条例制定についてを議題といたします。事務局の補足説明を求めます。

○総務課長（角野芳正君）

議長、角野総務課長。

○議長（細井英輔君）

角野総務課長。

○総務課長（角野芳正君）

着座にて失礼します。議第2号中央広域環境施設組合会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例制定についてご説明申し上げます。議案書の議第2号をお願いいたします。これは去年の人事院勧告を踏まえた法律改正及び地方自治法の一部が改正されたこと等に伴い同様の改正を行うものでございます。次のページをご覧ください。主な改正の内容といたしましては在宅勤務手当を新設し職員の給与に関する条例の規定をフルタイム会計年度任用職員について充用するものでございます。また会計年度任用職員に対して勤勉手当を支給することが可能となったためフルタイム会計年度任用

職員及びパートタイム会計年度任用職員に対する勤勉手当の支給について必要な事項を定めるものでございます。施行日は令和6年4月1日でございます。以上議第2号中央広域環境施設組合会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例制定についてのご説明とさせていただきます。ご審議の程よろしくお願いいたします。

○議長（細井英輔君）

ただいま、事務局より説明がありましたが、これより本案に対する質疑を行います。ご質疑はございませんか。

[「質疑なし」と呼ぶ者あり]

○議長（細井英輔君）

ご質疑がないようですので、質疑を打ち切り、直ちに採決いたします。お諮りいたします。本案は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（細井英輔君）

ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

~~~~~

○議長（細井英輔君）

続きまして日程第9、議第3号中央広域環境施設組合職員の育児休業に関する条例の一部を改正する条例制定についてを議題といたします。事務局の補足説明を求めます

○総務課長（角野芳正君）

議長、角野総務課長。

○議長（細井英輔君）

角野総務課長。

○総務課長（角野芳正君）

着座にて失礼します。議第3号中央広域環境施設組合職員の育児休業に関する条例の一部を改正する条例制定についてご説明申し上げます。議案書の議第

3号をお願いいたします。これは地方自治法の一部が改正されたことに伴い所要の改正を行うものでございます。次のページをご覧ください。主な内容といたしましては育児休業をしている職員の勤勉手当の支給について会計年度任用職員を除外する規定を削除するものでございます。施行日は令和6年4月1日でございます。以上議第3号中央広域環境施設組合職員の育児休業に関する条例の一部を改正する条例制定についてのご説明とさせていただきます。ご審議の程よろしくをお願いいたします。

○議長（細井英輔君）

ただいま、事務局より説明がありましたが、これより本案に対する質疑を行います。ご質疑はございませんか。

[「質疑なし」と呼ぶ者あり]

○議長（細井英輔君）

ご質疑がないようですので、質疑を打ち切り、直ちに採決いたします。お諮りいたします。本案は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（細井英輔君）

ご異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり可決されました。

~~~~~

○議長（細井英輔君）

続きまして日程第10、議第4号令和5年度中央広域環境施設組合一般会計補正予算第2号についてを議題といたします。事務局の補足説明を求めます。

○総務課長（角野芳正君）

議長、角野総務課長。

○議長（細井英輔君）

角野総務課長。

○総務課長（角野芳正君）

着座にて失礼します。議第4号令和5年度中央広域環境施設組合一般会計補

正予算第2号についてご説明申し上げます。令和5年度中央広域環境施設組合一般会計補正予算書第2号の1ページをご覧ください。令和5年度中央広域環境施設組合の一般会計補正予算第2号は次に定めるところによるものでございます。第1条地方自治法第213行第1項の規定により翌年度に繰越しして使用することが出来る経費は第1表繰越明許費によるものでございます。2ページをご覧ください。第1表繰越明許費でございますが、3款衛生費1項清掃費、事業名新ごみ処理施設整備事業5,542万円を翌年度へ繰越しして使用することが出来る経費の上限として設定するものでございます。

内訳につきましては、新ごみ処理施設用地確保に係る書類作成他業務委託156万9,000円、新ごみ処理施設整備に伴う負担金3,975万1,000円、合計5,542万円でございます。以上で議第4号令和5年度中央広域環境施設組合一般会計補正予算第2号についてのご説明とさせていただきます。ご審議の程よろしくお願いいたします。

○議長（細井英輔君）

ただいま、事務局より説明がありました。これより本案に対する質疑を行います。ご質疑はございませんか。

○議員（藤本功男君）

議長。

○議長（細井英輔君）

藤本議員。

○議員（藤本功男君）

先ほど内訳のご説明いただきましたが、新ごみ処理施設用地確保に関わる金額について詳細な説明を求めます。

○施設整備局長（伊坂典恭君）

議長、伊坂施設整備局長。

○議長（細井英輔君）

伊坂施設整備局長。

○施設整備局長（伊坂典恭君）

繰越明許費につきましては、昨年の10月定例会で補正予算をお願いした、新

ごみ処理施設用地確保に係る書類作成他業務委託料1,566万9,000円でございます。これは新ごみ処理施設用地確保に必要な許認可関係の申請書類作成及び施設整備業者に引き渡す測量データと借地時に必要な土地の面積計算や用地実測図原図を作成する業務となっております。

もうひとつは、新ごみ処理施設整備に伴う負担金3,975万1,000円で、これは建設予定地と地権者事業用地との共用部分となる調整池整備に必要な負担金となります。以上でございます。

○議員（藤本功男君）

ありがとうございました。

○議長（細井英輔君）

その他にご質疑はございませんか。

[「質疑なし」と呼ぶ者あり]

○議長（細井英輔君）

ご質疑がないようですので、質疑を打ち切り、直ちに採決いたします。お諮りいたします。本案は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（細井英輔君）

ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

~~~~~

○議長（細井英輔君）

続きまして日程第11、議第5号令和6年度中央広域環境施設組合一般会計予算についてを議題といたします。事務局の補足説明を求めます。

○総務課長（角野芳正君）

議長、角野総務課長。

○議長（細井英輔君）

角野総務課長。

### ○総務課長（角野芳正君）

着座にて失礼します。議第5号令和6年度中央広域環境施設組合一般会計予算についてご説明申し上げます。令和6年度中央広域環境施設組合一般会計予算書の1ページをお願いいたします。令和6年度中央広域環境施設組合一般会計の予算は次に定めるところによるものでございます。第1条歳入歳出予算の総額は歳入歳出それぞれ19億5,430万円と定める。第2項歳入歳出の予算の款項目及び当該区分ごとの金額は第1表歳入歳出予算による。第2条地方自治法第235条の3第2項による一時借入金の借入の最高額は1億円と定める。

続きまして2ページ、3ページをお願いいたします。第1表歳入歳出予算の歳入でございます。1款分担金及び負担金1項分担金及び負担金、18億9,276万円。2款使用料及び手数料1項手数料、5,668万3,000円。3款財産収入1項財産運用収入、71万6,000円。4款繰入金1項基金繰入金、208万9,000円。5款繰越金1項繰越金、100万円。6款諸収入1項預金利子、1万円。同款2項雑入、104万2,000円。歳入合計19億5,430万円でございます。

続きまして歳出でございます。1款議会費1項議会費、42万円。2款総務費1項総務管理費、9,322万8,000円。同款2項監査委員費、40万3,000円。3款衛生費1項清掃費、18億4,627万7,000円。4款公債費1項公債費、225万6,000円。5款諸出金1項基金費、71万6,000円。6款予備費1項予備費、1,100万円。歳出合計19億5,430万円でございます。

続きまして予算の内訳をご説明いたします。10ページ、11ページをお願いいたします。まず歳入でございます。1款1項1目負担金、今年度予算額18億9,276万円。前年度予算額19億6,717万4,000円で7,441万4,000円の減額でございます。当組合を運営するにあたりまして構成2市2町にご負担をお願いしております市町負担金でございます。構成市町ごとの負担額は11ページの説明欄にございますとおり、吉野川市7億5,514万2,000円、阿波市6億7,979万5,000円、板野町2億5,066万8,000円、上板町2億715万5,000円でございます。

2款1項1目衛生手数料、今年度予算額5,668万3,000円、前年度予算額5,686万5,000円、18万2,000円の減額でございます。これは許可業者から納入いただいておりますごみ処理手数料で搬入量1トンあたりの単価は6,600円でございます。

3款1項1目利子及び配当金。今年度予算額71万6,000円、前年度予算額78万8,000円、7万2,000円の減額でございます。基金の利子でございます。

4款1項1目財政調整基金繰入金。今年度予算額208万9,000円、前年度の予算額と同額でございます。災害復旧事業債を償還財源とするため財政調整基金から繰り入れるものでございます。

5款1項1目繰越金。今年度、前年度予算額ともに100万円でございます。

12ページ、13ページをお願いいたします。6款1項1目預金利子。今年度予算額1万円。前年度予算額と同額でございます。同款2項1目雑入。今年度予算額104万2,000円。前年度予算額108万円。3万8,000円の減額でございます。主なものは説明欄にございますようにごみ処理をしましたときに発生するスラグなどの副産物売り払い収入65万円などでございます。

14ページ、15ページをお願いいたします。続きまして歳出でございます。1款1項1目議会費、今年度予算額42万円、前年度予算額と同額でございます。内容につきましては組合議員皆様方の報酬などでございます。

続きまして総務費でございます。2款1項1目一般会議費、今年度予算額9,322万8,000円、前年度予算額8,814万円。508万8,000円の増額でございます。1節報酬、504万7,000円。管理者、副管理者、公害防止審査委員会特別職などの報酬に加えパートタイム会計年度任用職員である事務補助員と電気主任技術者2名分の報酬を計上しております。

2節給料、1,832万1,000円。組合職員4名の給料でございます。

3節職員手当等、1,408万8,000円。組合職員の各種手当でございます。

4節共済費、715万5,000円。職員共済組合負担金、会計年度任用職員の社会保険料などでございます。

7節報償金、6万円。小学生を対象とした環境美化啓発の標語候補者への記念品代でございます。前年度予算額と同額を予算計上しております。

8節旅費、27万2,000円。職員研修などに参加するための普通旅費と監査事務研修に職員1名が随行するための特別旅費でございます。

16ページ、17ページをお願いいたします。パートタイム会計年度任用職員の通勤手当について費用弁償で2名分17万1,000円を計上しております。

9節交際費、3万円。管理者交際費でございます。

10節需用費、211万8,000円。前年度当初予算と比較しまして16万3,000円の減額でございます。事務用品などの消耗品費、エレベーター修繕のための施設整備修繕料などでございます。

11節役務費、292万2,000円。建物災害保険料などでございます。

12節委託料、708万円。前年度より27万1,000円の増額でございます。主なものとしたしましては2項目の弁護士委託料66万円、樹木等管理清掃業務委託料466万円、合併浄化槽維持管理業務委託料47万6,000円などでございます。この合併浄化槽維持管理業務の保守点検回数の増加が委託

料の増額要因となっております。

13節使用料及び賃借料、129万6,000円。前年度より21万1,000円の増額となっております。増額分は財務会計システムの保守業務委託から財務会計システム使用料に振り替えたことによるものでございます。

17節備品購入費、50万円。平成30年度購入のパソコン2台を買い換えるものでございます。

18節負担金補助及び交付金、3,430万5,000円。前年度より352万3,000円の増額でございます。構成市町から派遣いただいております職員の人件費負担金が3,218万6,000円のほか、周辺地域活性化交付金200万円などでございます。周辺地域活性化交付金につきましては、1自治会当たり4万円の均等割と1世帯につき500円の世帯割で交付する予定としております。

18ページ、19ページをお願いいたします。26節公課費、3万5,000円環境再生保全機構に納める汚染負荷量賦課金などでございます。

続きまして、2款2項1目監査委員費、本年度予算額40万3,000円。前年度予算と同額を計上しております。内容につきましては、有識見者及び議会選出の監査委員2名の報酬などを計上させていただいております。

3款1項1目塵芥処理費、本年度予算額18億543万2,000円。前年度予算額18億8,602万2,000円、8,059万円の減額でございます。

8節旅費、5万円。金属水酸化物など各種副産物の処理状況を調査確認するための旅費でございます。

10節需用費、9億2,405万2,000円。前年度比で3,738万8,000円の減額でございます。主なものとしましては、まず、ごみ処理に必要な薬品や付属消耗機材の消耗品費が2億4,829万7,000円で1,035万3,000円の減額としております。これは付属消耗機材の購入品目が減となったことにより減額となっております。また、燃料費は2億5,635万5,000円で前年度より1,893万5,000円減額しております。これは令和3年からLNG単価が上昇してございましたが、最近は減少傾向であり直近単価を用いて積算し減額となっております。光熱水費は4億1,770万円で前年度より810万円の減額としております。これは電気料金の燃料調整額を考慮したことにより減額となっております。

11節役務費、31万9,000円。前年度比で5,000円の減額でございます。主なものとしましては場内排水施設管理手数料でございます。

12節委託料、8億8,008万9,000円で、前年度から4,290万5,000円の減額でございます。内訳といたしまして、まず、一番上の項目、中央広域環境センター運転委託料が前年度当初予算と同額の2億5,393万5,000円でございます。次に2項目目の中央広域環境センター整備委託料が5億3

80万円で前年度比4,100万円の減額でございます。これは環境センタープラント整備計画を見直ししまして、令和6年度に予定しております各種整備を委託するものでございます。次に電気保安管理業務委託料が前年度と同額の243万1,000円、消防設備点検業務委託料も前年度と同額の76万5,000円。省エネ法による主要電気機器計測業務委託料も前年度と同額の30万6,000円でございます。次に環境調査業務委託料でございますが3,799万4,000円で前年度比125万4,000円の増額でございます。これは人件費等の増によるものでございます。続きまして副産物運搬業務委託料でございますが3,561万8,000円で9万9,000円の減額でございます。これは、ごみの処理後に発生する溶融スラグ、金属水酸化物、工業塩、硫黄の各種副産物の運搬を委託するものでございます。それぞれ過去の運搬実績量を見直し積算し、減額となっております。続きまして、副産物リサイクル処理業務委託料が4,524万円で101万円の増額でございます。これは実績を基に生成量を見直ししたことにより増額となっております。

13節使用料及び賃借料、82万7,000円。利用できないスラグを東部臨海処分場で処理する為の使用料と機械借上料でございます。前年度比24万5,000円の減額としております。

15節原材料費、5万円。工作資材の購入費で、前年度比5万円の減額としております。

26節公課費、4万5,000円。簡易無線電波利用料と2トンダンプの重量税で、前年度比3,000円の増額でございます。

続きまして、3款1項2目ごみ処理施設建設費本年度予算額、今年度予算額4,084万5,000円、前年度予算額、3,997万7,000円。比較いたしましたしまして86万8,000円の増額でございます。これは阿波市、板野町、上板町の1市2町で行う新ごみ処理施設の整備に係る費用でございます。

8節旅費、8万5,000円。前年度比5,000円の増額でございます。

10節需用費、47万8,000円。前年度比9万円の増額でございます。

11節役務費、37万9,000円。電話料金、切手代等で前年度比7万1,000円の減額でございます。

12節委託料、16万5,000円。これは、貸借対照表に建設仮勘定を記載する上で会計士に依頼する費用でございます。

13節使用料及び賃借料、42万1,000円。自動車借上料を減額し、前年度比9,000円の減額でございます。

18節負担金補助及び交付金、3,924万2,000円。前年度比69万3,000円の増額でございます。構成1市2町、施設整備局職員5人分の派遣職員人件費負担金でございます。

続きまして、公債費でございます。22ページ、23ページをお願いいたしま

す。

4款1項1目元金、本年度予算額208万8,000円。長期債の償還元金、前年度と同額でございます。

同項2目利子、本年度予算額16万8,000円。長期債の償還利子1,000円と、一時借入金利子16万7,000円を計上しております。

続きまして、諸支出金でございます。5款1項1目基金費、本年度予算額、71万6,000円。前年度予算額、78万8,000円、7万2,000円の減額でございます。財政調整基金と一般廃棄物処理施設整備基金の利子を積み立てるものでございます。

続きまして、予備費でございます。6款1項1目予備費、本年度予算額1,100万円、前年度と同額でございます。

なお100万円は2市2町分、1,000万円は吉野川市を除く1市2町分でございます。

最後になりますが、24ページから29ページは、当組合の特別職一般職の給与明細書30ページは地方債の現在高の見込に関する調書でございます。

また予算書の次には、構成市町の負担金算出資料並びに、令和6年度のプラント整備計画(案)を添付させていただいておりますのでご高覧ください。

以上、議第5号令和6年度中央広域環境施設組合一般会計予算についての説明とさせていただきます。ご審議の程よろしくお願いいたします。

○議長(細井英輔君)

ただいま、事務局より説明がありましたが、これより本案に対する質疑を行います。ご質疑はございませんか。

○議員(藤本功男君)

議長。

○議長(細井英輔君)

藤本議員。

○議員(藤本功男君)

新ごみ処理施設に関していくつか質問させていただきます。

まず、1点目に新ごみ処理施設についてですが昨年の10月に入札を行い不成立となったわけですが、その後東和テクノロジーのコンサルタントを雇い検証業務を行いました。以前の公設民営から公設公営へと方向性を切り替え、次の入札へ向けて検証業務がコンサルタント業者によって行われたわけですがこの結果についてどのように一般市民に対して公開していくのかご質問いた

します。

○施設整備局長（伊坂典恭君）

議長、伊坂施設整備局長。

○議長（細井英輔君）

伊坂施設整備局長。

○施設整備局長（伊坂典恭君）

ごみ処理施設の整備に係る事業計画の検証業務につきましては、今後の事業計画を決定する資料とするため実施したものであり、今後の率直な意見交換や適切な意思決定に影響を及ぼす可能性があるためと判断し、報告書の一部を非公開とさせていただきます。

一方、検証業務に基づいた協議により、処理方式は燃料化方式、事業方式は公設公営に進めることになりました。そうした経緯につきましては、今後公表していきたいと考えております。以上でございます。

○議員（藤本功男君）

議長。

○議長（細井英輔君）

藤本議員。

○議員（藤本功男君）

入札不成立というのは大きな出来事であり、その検証なくして次の入札はありえないと思われます。これについて地元住民はもちろん一般市民からも様々な疑義が上がっております。当然のことながら公開の内容については真摯に説明責任を果たして欲しいと思います。

2点目ですが、現在新ごみ処理施設の候補地については地権者との賃貸借契約の成立に向けて動いていると承知しております。しかし経過についての十分な説明がされていないように思われます。本来であれば吉野川市のように、地権者が吉野川市であれば吉野川市が造成工事を発注し建設から委託業務へと移っていくわけでありますが、今回の場合は賃貸借契約でありますので地権者が造成工事をした上で新たな賃貸借契約を結ぶものと承知しております。それについての経緯とスケジュールをご説明願います。

○施設整備局長（伊坂典恭君）

議長、伊坂施設整備局長。

○議長（細井英輔君）

伊坂施設整備局長。

○施設整備局長（伊坂典恭）

現在は、防災調整池の整備を進めております。今後は建設予定地の造成工事完了後、賃貸借契約を締結したいと考えております。また施設建設には、契約締結後、2年数か月程度を予定しております。以上でございます。

○議員（藤本功男君）

議長。

○議長（細井英輔君）

藤本議員。

○議員（藤本功男君）

このスケジュールについてもきめ細かな情報開示を言われておりますので今後とも議会はもちろんのこと、一般市民に対しても正確な情報公開をお願いします。

3点目ですが冒頭、町田管理者から新ごみ処理施設について土成、吉野の住民説明会さらには東長峰周辺の自治会への説明会について触れられておりました。私も地元住民として関心のある出来事でありますし責任をもっております。管理者の方から概要の総括的な話がありましたが、もうすこし今回の住民説明会の経緯の総括と今後に向けての詳しい説明を求めます。

○施設整備局長（伊坂典恭君）

議長、伊坂施設整備局長。

○議長（細井英輔君）

伊坂施設整備局長。

○施設整備局長（伊坂典恭君）

現施設である中央広域環境センターではごみ処理を伴う説明会については、今月2日に土成町3日に吉野町で開催し、約80名の方にご参加いただきました。令和7年8月以降のごみ処理方法については現処理方式であるサーモセレクト方式、ごみをLNG等を利用して高温で溶かす方式でのごみ処理を継続せず施設外へ搬出する計画を進める説明をさせていただきました。初めての説明会であり施設周辺の皆様から様々なご意見をいただきました。その回答が整っ

た上で早々に次の説明会を開催したいと考えております。

次に新施設に対する地元説明会では、今年21日に東長峰・西長峰自治会、24日に馬場自治会、そして昨日は王子川自治会で約90名の参加がありました。新ごみ処理施設の現状及び今後の取り組みについて説明をさせていただきました。前回の説明会から時間も経過しており、また当初の計画である令和7年8月稼動が厳しい状況となり、周辺自治会の皆様には大変ご迷惑をおかけすることになりました。今後は定期的に説明会を開催し、丁寧に説明していきたいと思っております。なお残りの3自治会も今月末までに開催する予定となっております。以上でございます。

○議員（藤本功男君）

議長。

○議長（細井英輔君）

藤本議員。

○議員（藤本功男君）

吉野、土成方面への住民については今後、会を重ねながら理解を得ていくということでありました。東長峰周辺の自治会についてはすべてが終わっておりませんが、私の地元では昨夜に行われ地元からは様々な意見が寄せられました。その中でも今まで4回行われてきた説明会と内容が大きく異なっている点及び方法や予算、特に予算については非常に厳しい意見が出たと思います。と言いますのも地元住民との約束という形で今まで説明をしてきたわけですが、これを大きく変更したことについて不信感を持つ方もおられます。それに関し組合に対して交渉の中身について、我々議員に対しては組合議会も含めて厳しく指摘されました。経緯についての情報開示がないことに納得がいかない地元住民の方から、丁寧かつ真摯な情報公開をお願いしますという要望が昨晚の説明会でも出たかと思われまます。このことについて町田管理者に再度確認させていただき、私からの質問を終わりとさせていただきます。

○議長（細井英輔君）

町田管理者

○管理者（町田寿人君）

情報開示の件につきましては昨年もお答えしましたとおり、個人情報保護法や民間企業とのコンプライアンス等もありますが、それ以外の部分に関しましては今まで以上に市議会や市民の皆様も含めて情報公開することによって事業

が円滑に推進していくとっておりますので、これに対し全力で取り組んでいきますのでご理解よろしく申し上げます。

○議長（細井英輔君）

藤本議員。

○議員（藤本功男君）

可能な限り真摯かつ前向きに我々地元住民が求めている情報を丁寧に開示してくださいよう申し上げます。以上です。

○議長（細井英輔君）

その他にご質疑がございませんか。

○議員（水口昭彦君）

議長。

○議長（細井英輔君）

水口議員。

○議員（水口昭彦君）

私も構成町の議員として出席しており、阿波市には用地取得や説明会などでご尽力いただいていることに対して敬意を表しますが、構成町である板野町や上板町に対してももう少し情報を開示し、説明責任を果たしていただきたく思います。新聞などマスコミからの情報だけで、それ以外に事前の説明はありませんでした。今後も来年7月の新施設稼働に向けての準備を進めていかれると思います。そういった情報は我々構成町に対しても説明する機会を設けていただきたく思いますが、どのようにお考えでしょうか。

○議長（細井英輔君）

町田管理者

○管理者（町田寿人君）

今後の事業については令和元年12月の組合議会にて好気性発酵乾燥方式、燃料化方式を発表しました。令和4年10月から11月にかけて事業者にご公募をかけましたところ、ご参加いただけなかったため時間を費やしましたが先ほども報告しましたとおり今月より本格的な予算を伴った事業を進めて参りま

す。事業を推進していくためには各副管理者や構成市町の議員との連携や情報共有を今まで以上に強化していくことが必要不可欠であると考えており、ご説明の場を設けながら進めていきますのでご理解よろしくをお願いいたします。

○議員（水口昭彦君）

今後とも考慮の上、進めていただきますようお願いいたします。

○議長（細井英輔君）

その他にご質疑がございませんか。

[「質疑なし」と呼ぶ者あり]

○議長（細井英輔君）

ご質疑がないようですので、質疑を打ち切り、直ちに採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（細井英輔君）

ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

~~~~~

○議長（細井英輔君）

続きまして、日程第12、議第6号監査委員の選任についてを議題といたします。地方自治法第117条の規定により木村松雄君の退場を求めます。

（ 10番 木村 松雄 君 除斥退出 午前11時05分）

管理者から提案理由の説明を求めます。

○管理者（町田寿人君）

それでは、議第6号議会選出監査委員の選任についてご説明を申し上げます。次の者を、監査委員に選任いたしたいので、地方自治法第196条第1項の規定により、議会の同意をお願いするものであります。

住所は阿波市土成町土成字大木89番地2、氏名は木村松雄、昭和26年2月

20日生まれでございます。

木村氏は、長年にわたり阿波市議会議員として活躍され、経験も豊富で、行政運営に関しすぐれた識見を有しております。議会議員より選出の監査委員として適任者であると考えますので、ご同意を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（細井英輔君）

ただいま管理者より説明がありましたが、これより本案に対する質疑を行います。ご質疑はございませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（細井英輔君）

ご質疑がないようですので、質疑を打ち切ります。  
討論を省略し直ちに採決いたしたいと思っておりますがご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（細井英輔君）

ご異議なしと認め、討論を省略いたします。  
これより、議第6号監査委員の選任についてを採決いたします。  
本案については、これに同意することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（細井英輔君）

ご異議なしと認めます。よって、議第6号監査委員の選任については、これに同意することに決定いたしました。

議事の都合上、小休いたします。そのままお席でお待ちください。

午前11時08分 休憩

午前11時08分 再開

（ 10番 木村 松雄 君 入場着席 午前11時08分）

休憩前に引き続き会議を開きます。

監査委員に木村松雄君が選任されましたのでごあいさつをお願いいたします。

○議員（木村松雄君）

議長。

○議長（細井英輔君）

木村議員

○議員（木村松雄君）

ただいま中央広域環境施設組合の監査委員としてご選任をいただきまことにありがとうございました。阿波市の木村でございます。今後は監査委員としてその職務を全うし、当組合の適切かつ効率的な運営に一所懸命取組んで参りますので議員各位、関係各位の皆様におかれましては今後ともご指導賜りますようよろしくお願いいたします。まことに簡単ではございますが挨拶とさせていただきます。ありがとうございました。

○議長（細井英輔君）

以上で、本定例会に付議された案件の審議は、全て終了いたしました。

これをもちまして、令和6年第1回中央広域環境施設組合議会定例会を閉会いたします。どうもお疲れさまでした。

午前11時09分 閉会

上記のとおり会議の経過を記載して、その相違ないことを証するためにここに署名する。

議 長

署名議員

署名議員